インフォメーション

募集

献血に関する標語

▼**テーマ**　献血及び血液事業に関するもの
▼**募集内容**　高校生の部、一般の部　用紙はハガキ又はハガキ大の大きさとし、用紙1枚につき3点以内
※作品には住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記
▼**応募資格**　乙訓在住又は通勤・通学をしている方
▼**応募期間**　6月1日～30日
▼**送り先**　健康管理課又は〒617向日市上植野町馬立8　向陽保健所保健指導課
▼**審査**　7月
▼**発表**　広報向日市
▼**表彰**　乙訓献血推進協議会総会で入選、佳作者に行います。
▼**その他**　(1)応募作品は返却しません。(2)作品の著作権は乙訓献血推進協議会に属します。(3)作品は今後のPRに利用します。(4)応募者全員に記念品を贈呈します。(5)作品は未発表のものに限ります。
▼**お問い合わせ**　健康管理課　内線339

点訳講習会

京都府盲人協会では、盲人福祉に理解と熱意のある方を対象に「点訳者養成講習会」を開催します。
▼**日時**　6月17日（水）～昭和62年3月　毎月第3水曜日午後2時～4時
▼**場所**　市民会館
▼**内容**　10回の講習で簡単な点訳本がうてます。
▼**受講料**　無料（点字器は貸与）
▼**申込み期限**　6月15日（月）まで
▼**申込み・お問い合わせ**　福祉課障害福祉係　内線3340

少年少女ソフトボール大会

▼**日時**　8月2日（日）午前9時～　※2日雨天の場合9日（日）
▼**場所**　第2向陽小、第6向陽小
▼**募集チーム・構成**　32チーム　市内在住の小学3年生以上の児童で構成された子供会のチーム
▼**代表者**　市内在住の高校生以上の方（1チーム1名以上）
▼**参加費**　1チーム千円＋参加人数×200円
▼**申込み**　6月30日までに教育委員会にある所定の用紙に選手名簿と参加費を添えて　※定員になり次第締切
▼**抽選会及び説明会**　7月12日（日）午前10時～市民会館
▼**お問い合わせ**　社会教育課　内線325

ジュニアリーダー養成講座

子供会リーダーの心得・役割・野外活動等の学習・体験を通じ、得た知識や技術を、地域の子供会に生かすための学習を行います。
▼**対象**　市内在住の小学5・6年生の男女
▼**日程**　6月～昭和63年3月（毎月1回、年間10回開催予定）　**6月**開講式・リーダーの役割　**7月**野外活動講習　**8月**野外活動実習　**9月**プログラムのたて方・すすめ方　**10月**プログラムづくり　**11月**プログラム実習　**12月**クリスマス会　**1月**実践活動　**2月**反省会　**3月**閉講式
▼**定員**　60名
▼**参加費**　5千円（年間の全プログラム代、南山城少年自然の家宿泊代、バス代、保険代等）
▼**申込み期限**　6月15日まで
▼**申込み・お問い合わせ**　社会教育課　内線325

プール監視員アルバイト

向陽プール
地区プール

▼**勤務期間・時間**
向陽プール　6月28日～8月16日　平日＝午後2時～6時30分　日曜＝午前8時30分～午後6時30分
地区プール　8月初旬～8月末　午前9時～午後4時（学校により若干変動）
▼**採用人員**　男子　20名程度　女子　若干名
▼**賃金**　1時間600～630円
▼**アルバイト説明会**　6月9日（火）午後7時～市民会館
▼**お問い合わせ**　社会教育課内線　325

中学校体育施設の開放

社会体育の振興を図るため、各中学校の体育館と運動場を開放します。
▼**開放日・場所**　**勝山中**　運動場…7月5日、8月16日、23日、12月6日、昭和63年3月6日　**西ノ岡中**　運動場・体育館…7月5日、8月2日、9日、16日、10月18日、11月29日　**寺戸中**　運動場・体育館…8月10日、11月29日、12月13日、20日、昭和63年1月17日、3月6日
▼**開放時間**　午前9時～午後5時
▼**申込み期間**　6月1日～15日
▼**申込み・お問い合わせ**　社会教育課　内線325
※使用申込みは、学校施設使用登録団体に限ります。

花づくり講習会

向日市民憲章推進協議会

向日市民憲章推進協議会では花づくり講習会を開催します。
▼**日時**　6月19日（金）午後2時～3時30分
▼**場所**　市民体育館
▼**内容**　花づくりのポイント、国体花サルビア、マリーゴールドの作り方
▼**申込み**　ハガキ又は電話で、向日市民憲章推進協議会事務局・秘書広報課内線251まで（先着100名）

水道料金口座振替日の変更

水道料金を銀行等の口座から引きおとしをされている方は、昭和62年5月から、下表のとおり、水道料金の口座振替日が変更になりましたのでご注意ください。
なお、振替月については、従来どおり括番1～48の地域の方は奇数月に、49～99の地域の方は偶数月の引きおとしです。
また、振替日が休日の時は翌日、第2・3土曜日の時は翌々日となります。
▼**お問い合わせ**　水道部業務課　内線239

	定例振替日	再振替日
新	10日	22日
旧	28日	翌月の28日

老人福祉センター　6月の行事予定

◇**休館日**　7日（日）・15日（月）・21日（日）・29日（月）
◇**血圧測定**　4日（木）・18日（木）午後1時30分～3時30分
◇**独居老人昼食会**　5日（金）・25日（木）午前11時30分～午後1時
◇**健康相談**　12日（金）・26日（金）午後2時～3時30分
◇**清掃日**　4日（木）午前10時30分～11時30分
◇**映画会**　30日（火）午後1時～2時40分
■**教養講座（第2回）**■
▼**日時**　6月22日（月）午後1時30分～2時50分
▼**場所**　老人福祉センター
▼**講師**　住谷磬氏（同志社大学教授）
▼**テーマ**　21世紀に向けての老人福祉の展望
▼**対象**　60歳以上の市民
▼**費用**　無料
▼**お問い合わせ**　老人福祉センター　☎934－1515

国年だより

国民年金には保険料の免除制度があります

自分で保険料を納める第1号被保険者のうち、保険料拠出能力に乏しい低所得の方などで、保険料納付に努力してもなおこれが困難な方には、保険料が免除される制度が設けられています。
法で定められている要件に該当すれば、当然、保険料が免除される「法定免除」と、所得が低いことなどの理由で申請すれば保険料が免除される「申請免除」があります。
6月末日までに、国民年金手帳と認め印を持参のうえ、市民課年金係までご相談ください。
保険料の免除を受けた方がその後、経済的余裕ができたりして保険料を納めることができるようになったときは、将来有利な年金を受けることができるように免除されていた期間の全部又は一部をあとから納めることができます。
これを「追納」といって、10年前の分までさかのぼって納めることができます。
▼**お問い合わせ**　市民課年金係　内線　218

法定免除
(1) 障害基礎年金および被用者年金制度から支給される障害年金そのほか政令で定める給付を受けるとき
(2) 生活保護法による生活扶助またはらい予防法による生活援助を受けるとき
(3) らい療養所、国立癩療養所、国立保養所、そのほか厚生大臣が指定する施設に収容されているとき
＊前記(1)の政令で定める給付とは、①障害厚生年金または障害共済年金（1・2級に限る）、②国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合から支給される昭和61年3月以前に支給事由の生じた障害年金、③恩給法などによる障害給付となっています。

申請免除
(1) 所得がないとき
(2) 被保険者かまたはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助またはらい予防法によるこれに相当する援助（教育、住宅、医療、生業などの扶助・援助）を受けているとき
(3) 地方税法に定める障害者または寡婦であって、年間の所得が100万円以下であるとき
(4) その他保険料を納付することが著しく困難なとき

児童手当

申請手続きはお早めに

児童手当制度は、昭和61年6月の改正で、2人目の児童にも支給されていますが、昭和62年4月からは、次のとおり支給対象が変わりました。
○2人目からの場合…児童（18歳未満）のうち2人目が昭和58年4月2日以後の生まれであること。
○3人目からの場合…3人目以降が昭和53年4月2日以後の生まれであること。
なお、児童手当には所得制限（表Ⅰ）があります。ただし、昭和66年5月まで所得制限のため、児童手当が受けられない被用者（厚生年金に加入しているなど）について、前年の所得が一定の額（表Ⅱ）に満たないときは特例給付が支給されます。

■児童手当の額■
児童手当の額は、2人目の児童については月額2千5百円、3人目以降の児童については月額5千円が支給されます。なお、特例給付の額は児童手当と同じです

■現況届を提出してください■
現在すでに児童手当を受給している方は、6月1日（月）から20日（土）までの間に、現況届を提出してください。この届は、受給者の前年の所得状況と養育状況を確認するためのものです。
この届を出さないと、引き続いて受給資格があっても、6月分以後の児童手当の支払いを受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

■児童手当の支払い■
児童手当は、毎年2月6月、10月の3回に分けてそれぞれの月の前月までの4か月分をまとめて支払います。なお、6月期分（2月～5月分）は、6月10日に口座振込みします。

■申請・お問い合わせ■
児童家庭課　内線　344

表Ⅰ　児童手当所得制限

扶養人数	所得(万円)	収入(万円)
0	325.5	468.8
1	355.5	506.3
2	385.5	543.8
3	415.5	581.3
4	445.5	616.7
5	475.5	650.0

表Ⅱ　特別給付所得制限

扶養人数	所得(万円)	収入(万円)
0	133.6	214.4
1	163.6	257.3
2	193.6	300.1
3	223.6	341.4
4	253.6	378.9
5	283.6	416.4

※前年度の所得から、社会保険料（8万円）医療費等を控除した額が対象
※表Ⅰ・表Ⅱは昭和62年度所得制限限度額表（改正案）

身体障害者巡回更生相談

次の内容で、身体障害者巡回更生相談が行われますので、お気軽にご相談ください。

記

▷**日　時**　6月1日(金)午後1時30分～3時30分
▷**場　所**　大山崎町保健センター
▷**診療科目**　整形外科、耳鼻咽喉科
▷**相談内容**　身体障害者手帳、補装具、更生医療、機能回復訓練、生活相談など
▷**持ち物**　印鑑、身体障害者手帳、戦傷病者手帳（すでにお持ちの方のみ）
▷**お問い合わせ**　福祉課　障害福祉係　内線342

防火管理者資格取得講習会

乙訓2市1町消防本部共催による甲種・乙種防火管理者資格取得講習会を開催します。
甲種防火管理者の資格を取得された方は、すべての防火対象物の防火管理者となることができます
乙種防火管理者の資格を取得された方は、延べ面積が特定用途にあっては、300㎡未満、非特定用途にあっては、500㎡未満の防火対象物及び小規模テナントの防火管理者になることができます。
▽**日時**　6月24日(水)25日(木)：甲種、6月26日(金)：乙種
▽**場所**　向日市消防本部3階講堂
▽**受付期間**　6月1日～6日※定員になり次第締切
▽**申込み・お問い合わせ**　向日市消防本部☎934－0119

防疫薬剤をあっせんします

これから夏にかけて衛生害虫（ハエ・蚊など）の発生しやすいシーズンとなりました。これらの害虫が発生しないよう住みよい環境をつくりましょう。
下記の日程で薬剤をあっせんします。（6月1日から市役所生活環境課でもあっせんします）
〔乳剤1,000円・油剤1,500円・粉剤250円〕

薬剤あっせん日・場所

日	時	場所
6月15日(月)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	森本公民館 鶴冠井公民館
6月16日(火)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～2時30分 午後2時45分～3時45分	物集女公民館 向日コミュニティセンター 西向日コミュニティセンター
6月17日(水)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	寺戸公民館
6月18日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	上植野公民館 寺戸コミュニティセンター

市役所窓口は、月曜日と土曜日が非常に混雑しますので、できるだけ他の日をご利用ください　市民課